

平成 20 年 9 月 10 日

株主各位

東京都渋谷区神山町 4 番 14 号
株式会社サンセイ
代表取締役社長 富田 稔

株券不発行会社への移行に関する通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は平成 20 年 9 月 25 日（木）開催予定の第 48 回定時株主総会において、当社が発行する株式のすべてについて株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案（以下、「本議案」といいます。）を提出することを予定しておりますので、会社法 218 条 1 項の規定により、下記事項を通知いたします。

本議案が可決された場合、平成 20 年 10 月 1 日（水）付けで当社は株券不発行会社へ移行します。株券不発行会社とは、定款に「株券を発行する」旨を定めないことにより、株券を発行しない会社のことをいいます。

株主様の有する株式の内容については、これまでと何等変わることは一切ございません。今後は、株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使頂くこととなります。

また、本書面を受領されている株主名簿に記載された株主様におかれましては、当社が株券不発行会社へ移行するに際し、株券提出手続きを含めたお手続きは一切不要です。

なお、平成 20 年 10 月 1 日（水）をもって、当社は株券不発行会社となりますため、再度の定款変更を行わない限り今後新に株券を発行しないこととなりますことを、念のため申し添えいたします。また同様に、平成 20 年 10 月 1 日（水）以降、株主様が、株式を譲渡する際の株主名簿名義書換請求手続きに際しては、譲渡人様と譲受人様が共同して名義書換請求をしていただくことが原則として必要となりますのでご注意ください。

敬具

記

- ① 本議案が可決承認された場合、当社が発行する株式のすべてについて、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されます。
- ② ①の定款変更は平成 20 年 10 月 1 日（水）に効力が生じます。
- ③ 当社が発行しているすべての株券は②の日に無効となります。

以上